

# 文教委員会

- 1 期 日 平成21年3月4日（水）
- 2 場 所 第4委員会室
- 3 出席委員 委員長 緒方直之  
副委員長 安井裕典  
委 員 佐藤一直、柴崎美智子、岩下智伸、安木和男、富永健三、  
犬童英徳、山木靖雄、松浦幸男
- 4 欠席委員 委 員 石橋良三
- 5 出席説明員

[教育委員会]

教育長、教育次長、管理部長、総務課長、教育政策室長、法務室長、教職員課長、施設課長、健康福利課長、教育部長、学校経営課長、指導第一課長、指導第二課長、特別支援教育室長、指導第三課長、生涯学習部長、生涯学習課長、文化課長、スポーツ振興課長

[環境県民局]

学事課長

## 6 議長からの調査依頼事項

- (1) 県第1号議案 平成21年度広島県一般会計予算中文教委員会所管分
- (2) 県第13号議案 平成21年度広島県高等学校等奨学金特別会計予算

## 7 会議の概要

(開会に先立ち、委員長が今次定例会中の委員会の進行順序について説明した。)

- (1) 開会 午前10時33分
- (2) 記録署名委員の指名
- (3) 調査依頼事項

県第1号議案「平成21年度広島県一般会計予算中文教委員会所管分」外1件を一括議題とした。

- (4) 調査依頼事項に関する質疑・応答

○質疑（岩下委員） 本会議でも幾つか議員からお尋ねがありましたけれども、職員定数の削減に関連してお伺いしたいと思います。

職員数の決定に当たっては、国の規定に従って人数が決まっているわけですが、それに少し要件をいろいろプラスアルファする加配措置があるというふう聞いています。全部で10数件の加配措置があるようですけれども、今年度の実績で小学校が602名ほど、それから中学校が216名ほどの加配措置を講じていると聞いております。

この中で、来年度に向けて一部の加配措置について取りやめる、もしくは少し条件を厳しくするといったような内容があるようです。具体的には、3学級での加配

措置、それから6学級での加配措置について条件が厳しくなるようなことを聞いております。削減をしなくてはならないという厳しい状況は非常にわかるのですが、特に山間地が多いような3学級の学校もしくは6学級の学校というのは、非常に厳しい状況に置かれているのではないかとこのように考えております。

そこで、今までもこういった3学級、6学級についてはそのままにしておいたという経緯もあるようですけれども、来年度に向けてやらざるを得なかったという具体的な理由についてお尋ねしたいと思います。

○答弁（教職員課長） 委員御指摘の3学級加配、6学級加配についてでございますが、これらの加配につきましては国の採用定数として措置されるものではございませんで、いわゆる標準法によって判定されます教職員定数と、それから県教育委員会の配当基準によって措置されます定数との差を活用して、県独自の加配として措置していくというものでございます。

ここで、委員から御指摘もありましたとおり、教職員の削減計画でございますとか、また児童生徒数が年々減少してきておりますので、その児童生徒数の減少に伴って学級数も減少しておりますから、標準法により判定される教職員定数が減少しているといったことがございます。したがって、教職員定数削減計画の目標値を達成する必要があるといったこともございまして、加配定数として活用できる定数というのが減少してきているところにあります。

そういったことで、加配項目について全体を、優先度を持って見直さざるを得ないというような状況もございまして、それぞれの目的でありますとか、内容、必要性、例えば学力向上対策については引き続き継続的に推進していかねばならないとか、また児童生徒数、不登校対策など、生徒指導上の課題に対しても継続的に取り組んでいかねばならないということがございます。また、障害のある児童生徒のための定数についてもしっかり確保していかねばならないといったこと等、すべての加配項目について、その必要性についての優先度を総合的に検討してきたところであります。

また、特に全国学力・学習状況調査におきまして、中学校の学力に、特に活用する力に課題があるということがわかりまして、そういった背景から中学校の学力向上対策の授業も来年度から始めることにしております、特に中学校の学力向上対策事業につきましては、中山間地域の小規模校におきましても、学校横断的な取り組みにつきましては、新たな加配措置をすることにより支援を行うということ等を踏まえて精査を行ったところでございます。

そういったさまざまな検討の結果といたしまして、教育委員会といたしましては、今後とも学力向上ですとか、生徒指導上の課題については継続的に実施していかねばならないといったことがございまして、そういった全体の加配の項目、目的、内容またその必要性に応じて相対的な優先度を比較検討した上で、このたびにおいては3学級加配と6学級加配について見直しを行わざるを得ないといったことから、

今回の改定になったということでございます。

○質疑（岩下委員） 説明としてわからないことでもないのですけれども、例えば本年度で言いますと、3学級の加配を受けている校数は10校、それから6学級の加配は108校で、今年度の児童数で見ると3学級の加配の10校はそのまま多分来年度減らして、それから6学級の加配のものも条件が厳しくなることによって加配を受けられなくなるのが、今年度で見ると31校あるのです。全部で41校が影響を受けるわけです。

それで、来年度実際に児童数がどういうふうに変化するのかよくわかりませんが、まず一番気になるのが3学級の加配で10校の学校に対して、従来は先生が3人、それに校長、それから教頭が1名ずつ、都合5名で学校運営をやっていたわけです。それが今回の加配措置をやめることによって、先生が2名、それからあと校長、教頭先生が1名ずつということで、4名になります。そうすると、従来は授業を担当していなかった教頭先生が、来年度からは授業を担当することになります。

当然、教頭先生ですので授業を担当できないということはないと思います。ただ、急になるということと、やはりそういう複式の学級を担当するというのはかなりの負担が伴うのではないかと、その上教頭という職責を果たさなくてはならない役割と、それから授業をやらなくてはいけない先生としての役割とを同時にこなしていくといったようなことが、少なくとも10名の方に来年度は発生するというところで、うまく乗り切っていただけるかどうかという面で心配しております。

また、それと同様のことが6学級のところでも起きる部分があるのではないかと、いうふうに考えますので、そういったことについてはどういう対応策を考えられているのか、お尋ねしたいと思います。

○答弁（教職員課長） お尋ねの3学級加配が特になくなる学校について、教頭の役割と、それからまた今後の対応ということでございますけれども、教頭については学校に行き行ってマネジメントを行って校長を補佐するといった役割がございます。また、必要に応じて授業を担当するといったこともございます。学校の規模に応じまして、それぞれ教頭のマネジメントにかかる負荷というのは当然変わってこようかと思っております。特に、3学級程度の学校におきましては校長が1名、また教頭のほか教諭が2名ということで、計4名の職員で運営するといったことになりますので、そのマネジメントにかかる負荷というのは、大規模校、特に20学級規模等の学校とは、おのずと当然変わってこようというふうに思います。

また、現在3学級加配がついていない3学級の学校におきましては、教頭が実際授業を行っておりますし、また教頭もこれまで授業を行っている方が教頭となって、またそれぞれ必要に応じて授業を行っているということでございますから、直ちにその影響があるというふうには考えておりません。

また、そういった教頭についての人事等の対応につきましては、学校の状況も踏まえてできるだけその配置に努めているところでございまして、そういう複式学級

での指導が必要であるといった状況でございますとか、中山間地域の学校が地域に支えられて特色ある学校づくり、教育活動を展開しているといった状況などを勘案いたしまして、複式学級で授業をしたり小規模校でのマネジメント、またその地域との連携のもとに学校を運営していくといったようなことについて、そういった取り組みができるような人材配置に努めていくということをごさしまして、県の方では人事異動方針に基づきまして、適材適所の人事配置ということに努めておりますので、今後とも学校の状況を踏まえまして適切な対応をしてみたいというふうに考えております。

○質疑（岩下委員） 削減しなくてはいけないので、どうしてもどれかを選ばなくてはいけないということはよくよく理解しているつもりです。ただ、その中で3学級、6学級についてはかなり影響が大きいのではないかとこのように推測するわけです。

そういった中で、今回もしこれを実施するという事になったときに、当然その学校からは違った意味の項目の加配の申請等が出てくることは予想されます。そういった場合に特に影響の大きい、多分6学級の学校の方がかなり校数も多いですし影響が大きいと思うのですが、それとまた各学校によるいろいろな事情もあると思います。そういった中で、ほかの項目でもしそういった学校から申請が出てきたときに、そういった事情も考慮していただけるような運用は可能ではないかと思われるのですが、いかがでしょうか。

○答弁（教職員課長） 加配定数につきましては、加配定数それぞれの目的に応じまして、全体の定数の中で、その範囲内で措置しているということをごさしまして、特に目的に応じた市町教育委員会からの要望ですとか、お尋ねのごさしました学校の状況、またそれから計画などを吟味して措置すべきかどうか、全体の中でできるかどうかについての判断を行っているところでございまして、当然今回の見直しの影響のある学校につきましても、そういった学校の事情を踏まえて全体の中で検討していくということになるだろうと思います。

○質疑（岩下委員） ということは、何か加配措置の申請書の中に、そういった事情を記入することで、そういった事項も評価の部分に加えていただけるとこのように理解してよろしいでしょうか。

○答弁（教職員課長） そういった状況につきましても、我々としての判断材料となるかと思えますけれども、一方で、加配が今回対象でなくなったからといって、必ずしも優遇されるということについては、なかなか難しいところがございますけれども、全体の状況の中で、それぞれの学校の置かれている状況、それから学校として取り組まれていこうとしている計画ですとか、またその加配の目的に応じてその措置が必要かどうかといったことについて、総合的に勘案して検討したいと考えております。

○質疑（岩下委員） それでは、次の質問に行きたいと思えます。広島交響楽団に関連してお尋ねします。

まず、広島交響楽団が学校や公民館など地域で従来行っている活動はどんなものがあるのかをお尋ねいたします。

○答弁（文化課長） 広島交響楽団でございますけれども、中四国唯一のプロオーケストラとして、本県の文化芸術の振興のために、定期演奏会など自主演奏会のほか地域に根差したさまざまな活動を行っております。

委員御指摘の内容でありますけれども、広響が地域に出ていく活動としては、例えば19年度実績を見ますと、子供たちの豊かな感性や情操をはぐくむための取り組みとして、50人規模のフル編成のオーケストラが学校に出向いて、そして児童生徒に本物のオーケストラの演奏を聞いてもらう機会、移動音楽教室ですとか、また市町の教育委員会あるいは市民病院、あるいは地域の企業からの依頼に応じて、市町や企業、大学等のホール、さらには病院、ホテルといったような箇所へ出向いて59回の演奏会を実施しております。

○質疑（岩下委員） かなり幅広く地域の活動を行っているということはよくわかりました。

それで、そういった地域における活動については、幾ばくかの補助であるとか、いろいろな形の公的な援助がなされているというふうに思うのですが、来年度予算等について、県費もしくは地元市町からかもしれませんけれども、どういった補助が考えられているのかをお尋ねしたいと思います。

○答弁（文化課長） 先ほどのそういった活動に対しまして、基本的には地元の市町が負担しているところですが、例えば学校等におきましては、小学生が1人当たり700円、あるいは中学生などと言えは800円と、格安な料金を徴収して移動音楽教室を開催しているといったようなこともあります。

それから、県といたしましては、県民が生涯にわたって豊かな感性と教養を磨くことができる、こうした取り組みを重要と考えまして、これまでも広響に対して継続して支援してまいっているところでございます。

○質疑（岩下委員） 来年度予算に対してもお尋ねしたわけですが、ここ数年来から比べると、来年度予算の金額というのはどういった傾向にあるのでしょうか。

○答弁（文化課長） 広響につきましては、平成19年度から継続して同額で補助してきておりましたけれども、来年度につきましては、厳しい財政状況の中、1億1,500万円余の予算をお願いしているところでございます。

○質疑（岩下委員） 少し減額されたという理解でよろしいのでしょうか。

○答弁（文化課長） そうです。

○質疑（岩下委員） さまざまな項目の予算を実施していかななくてははいけない。その中で削減もしなくてははいけない。厳しい財政状況ですから事情はわかります。しかし、こういった音楽に関する活動というのは、スペシャリストでないとなかなかすぐにはできないし、そういったことに触れるというのは児童生徒にとって非常に貴重な体験になるのではないかと思います。

そういった中で、少し削減せざるを得ないということなのですから、それはたまたま財源がそういう状況になっているからということであって、補助の考え方としてはいかがなのでしょう。例えば、項目は同じだけれども、それに対する補助を少なくしているのか、それとも項目をやめて、それで全体を少なくしているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○答弁（文化課長） 広響に対しては、幅広い活動をしていただいておりますので、それに対して広響全体として補助をさせていただいております。引き続き、県教育委員会としては、市町やいろいろな企業等へ相談しながら、幅広い支援をお願いしていきたいと思っています。

○要望（岩下委員） 音楽活動に関しては、特に広響と教育委員会の関係というのは非常に重要だと思うのです。その関係がしっかりと継続されるように、うまく運営していただけるように、これは要望としてお願いしたいと思います。

○質疑（安木委員） 3点ほどお伺いしたいと思います。

1点目に、学習指導要領の改訂を踏まえて、児童の道徳性の育成を図るということで、豊かな心を育てる体験活動推進事業が元気挑戦枠として計画されています。道徳教育の充実という施策で見ると、平成20年度の当初予算が70万円程度であったのと比べると、21年度は約20倍、1,380万円余ということになっています。相当の意気込みを感じるのですが、資料では3泊4日以上での集団宿泊活動を中心としたさまざまな体験活動を実施するという内容になっています。具体的にどのような内容なのかというのを少し教えていただけたらと思います。

○答弁（指導第三課長） 委員御指摘のように、このたびの新しい学習指導要領の改訂におきましては、道徳性の育成につながる体験活動を積極的に取り入れることが求められておまして、小学校においてはその体験活動に集団宿泊活動というものが新たに加えられ、その活動を通して道徳性が育成されることが論議されております。

これらの趣旨を踏まえまして、今回の事業は、児童の道徳性の育成を図るモデルとなる取り組みを全県に展開していくために、小学校5年生を対象といたしまして3泊4日以上での宿泊体験活動を中心とするわけですが、社会奉仕体験でありますとか職業体験、それから自然体験、文化体験等、各学校で道徳でありますとか各教科の学習内容とかかわりを持たせた計画を立てまして、3泊4日以上での集団宿泊活動を実施していただくものでございます。これは県内全市町で行うもので、各市町に1校でございまして、23校で展開してまいります。

○質疑（安木委員） それも各市町にとっていいと思うのですが、メニューといいますか、こういうことをしてはどうかというのは、県として出すのか、それとも各市町で考えてみなさいということなのか、また、小学校5年生対象ということなのですが、それは例えばその学校の小学校5年生全員を対象とするようなものなのか、それから一部選抜してやるようなものなのか、そういう形で道徳教育をしていくというのがどうもイメージがよくわからないのですが、もう少しちょ

っと具体的にお願いします。

○答弁（指導第三課長） 今、実施計画を出していただく途中でございまして、各市町の教育委員会を通じて、各学校の選定が進んでいるところでございます。

メニューにつきましては、基本的には各学校で考えていただくわけですが、長期間住みなれた家庭を離れて集団で生活をするわけですから、子供たちは自分たちの力で解決しなければいけない問題に直面することも多く、その解決を通して自分で考えて行動すること、それからルールの大切さでありますとか、友達と協力することの大切さなどを学ぶわけでございます。

こうした実体験を通しまして、やはり子供たちに、我慢すること、助け合うこと、それから親への感謝とか、そういった道徳性をはぐくむことをこちらとしてはねらいとしているわけでございまして、いろいろな体験活動のメニューといたしましては、これまでも国の事業で、豊かな体験活動の事業というのがございまして、その実践例をまとめた事例集を各学校にお配りをしているところでございます。そういったものを積極的に活用していただきながら、それぞれの学校でメニューについては検討していただくということにしております。

○要望・質疑（安木委員） モデル事業ということで、新しい取り組みということになるかと思えます。参考になる成功事例はもうあるということですが、3泊4日以上ということで、かなり労力のかかる内容だと思いますけれども、ぜひ無事故で成功させていただきたいと思えます。よろしくお願いします。

2点目に、特別支援教育ビジョン推進事業というのが予算に上げられております。特別支援教育充実のために、授業の改善とかジョブサポートティーチャーの増員などに取り組むということが計画の中に入っております。軽度の知的障害の方の場合、特に就職を考えるとジョブサポートティーチャーの役割は大きいというふうに思えます。少数であっても増員というのは大事な事かというふうに思うのですが、同様に就職ということで、例の福山北と広島北の特別支援学校の高等部の職業コースがこの4月から開設されます。これは順調に進んでいるのでしょうか。それと、これは教育委員会にお伺いしましたが、広島北では入学志願者が定員の約2倍来ている。それから、福山北は定員いっぱい志願者が来ているという状況のようです。ほかの職業コース以外の科については定員に対して志願者がゼロだったり0.1倍だったりという中で、職業コースについては2倍近いもの、または定員いっぱいというような志願者が来ているという状況ですけれども、これについてもどのような対応をされるのか、お伺いいたします。

○答弁（特別支援教育室長） 職業コースの開設に向けた準備状況でございますが、明日、3月5日に選抜試験を実施するように準備しております。選抜試験は、適性検査あるいは作業の検査、それから面接によって行います。こういった選抜のための準備は粛々と進めております。その他、4月からの実施に向けて必要ないわゆる教育課程を作成すること、それから1年間の年間の指導計画については、今、各学校

がつくっております。

それから、今、志願状況についてでしたけども、これについては先ほどのような  
検査をして、定員で選抜を行うというふうにしております。

○質疑（安木委員） 本来この特別支援教育ビジョンの中には、高等特別支援学校の設  
立が望まれているわけですがけれども、予算の面もありまして現在の特別支援学校に  
職業コースを設置するという事になっているわけですが。定員が8名と、そして2  
校開設したわけですがけれども、そういう中で職業コースへの志願がふえているとい  
うことは、非常に要望が強いわけですが。その意味で、もちろん試験をされるのでし  
ょうけれども、職業コースに入学可能な志願者は、できるだけ受け入れられるよう  
に検討していただきたいと思うのですが、実際はどうなのでしょう。定員8名で  
ぱっと切ってしまうのですか。

○答弁（特別支援教育室長） 定員8名で今年度選抜するということを考えております。  
この志願者については、基本的に普通科も併願ができるようにしておりますので、  
その生徒たちについては、入学後も、その生徒の実態に合わせた教育課程の実施を  
確保するよう準備しております。

○要望・質疑（安木委員） 来年度があつて、また再来年度にもあるわけですがけれども、  
多分保護者はずっとそういう希望をされるだろうと思いますし、将来のことを考え  
れば拡大の方向で、高等部、高等訓練所なりの開設の方向にというのが本来かと思  
うのですが、受け入れる形をぜひ拡大の方向に整えていっていただきたいとい  
うふうに要望したいと思います。

最後に学校施設のことでちょっとお聞きします。

安全・安心な学校環境の整備ということで、耐震対策などを国も予算化して進め  
られることになっています。学校は災害時の地域の安全地帯にもなるので、ぜひ推  
進していただきたいと思います。

このこととは別に、平成23年7月24日までにアナログ放送が一切終了し、地上デ  
ジタル放送へ完全移行するという事になっています。それで現在、公立学校に配  
置されているテレビは全国で約60万台ぐらいたそうですが、その中で地上デ  
ジタル放送に対応できるテレビは約1%にすぎないと言われております。今回の学校  
施設に対する予算の中には地上デジタル化への取り組みというのは何か入っている  
のでしょうか。

○答弁（学校経営課長） 地デジ対応の学校の取り組みということですが、結論から申  
しますと、来年度予算上それは組み込んでおりません。23年7月に向けて、これか  
ら県立学校への配置状況あるいは必要性等々を把握しまして、テレビを買うという  
やり方もありますし、安価で対応できるチューナーということもありますので、そ  
こらのところの整理をさせていただいて、23年7月までには間に合うようなつもり  
でございまして、来年度予算には入れておりません。

○質疑（安木委員） もちろん御存じとは思いますが、文部科学省が来年度予

算の中に地上デジタル放送を視聴できる学校環境整備として、アンテナの工事費とか配線工事とか電気工事などの受信のために必要となる工事の経費については、2分の1補助するということが入っているように言っています。デジタルテレビ本体については、地方債での措置などとなっているようです。詳しいことはわかりませんが、活用できる国の予算はしっかり活用していただいて、着々と学校施設整備を進めていただきたいと思うのですが、特に地上デジタル化については、今後どのように進めていかれるのか、もう一回お願いいたします。本年度予算で、国も32兆円の補助を考えようということになっているようです。

○答弁（学校経営課長） 学校設備ということで、今みたいな検討を始めているということをお先ほど申し上げました。今、委員御指摘のように、国の補助事業というか交付金等の対応ということもございますので、しっかり研究しながら有効に活用させていただいて、アンテナ等、学校で必要なものは措置しなければいけないと思っておりますが、十分研究した上で23年7月には間に合うような形で進めております。

○要望（安木委員） 耐震化もやらないといけないし、地上デジタル化もやらないといけないし、ましてや太陽光発電の方向も進めないといけないということなのですが、これが終わってからこれというよりも、順次並行しながら進めていくということもまた大事かと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○質疑（犬童委員） 2～3点お聞きします。

まず、今年度予算のうちの2,423億円、25.8%、4分の1を教育委員会で使うという表現は非常に失礼なのですが、使って、要するに大切なのはそれだけの仕事をしてもらおうということです。2月定例会は知事も知事の考え方を説明しますが、本当は教育長も、本会議で広島県の教育方針を、ことしの予算はこうなのだと思える責任を負っている立場だと思うのです。管理職の皆さんが、1年かけてこれだけの予算を執行して、そして自分たちの目指す、県民が目指す教育をやっていくのだという気構えは持っていらっしゃる、それは当然だと思うのです。予算管理の問題が、教育委員会として要るだけ使えばというような発想ではないと思うのですが、教育委員会としてこれだけの2,400億円の予算というのは、全くすごい額だと思うのです。それをいかに管理していくかということをしっかりやらないと私はうまくいかないのではないかと思います。教育委員会としてどういう体制でこの予算管理というか、無駄がないかとか、しっかり効果を上げるとかいうことで、チェックされているわけですか。

○答弁（総務課長） 予算の執行管理につきましては、総務課予算係ということになりますが、予算の配分それから各課がそれぞれの事業を執行するときには、予算等について議論を行わせたり、その中で総務課長の私が決裁するのですが、そういう形で管理し、事業の進捗の状況を把握しているところでございます。

○質疑（犬童委員） 民間企業とは比較にならないのですが、ただ民間企業でも年間予算があって、そして月々、先月はこれだけの費用がかかった、それで材料等がこれ

ぐらいかかった、人件費はこのぐらいかかったとか、そういうことを会計担当課長、部長が、あるいは重役会では担当重役が、必ず月1回の重役会議では報告する。その上で、そのペースでいったら足らなくなるのではないかとか、それから何でそんなに余ったのかとか、そういう問題を指摘し合うわけです。

教育委員会としては、毎月の締めをして、そして教育長を含め、皆さん部長級でそういうものをチェックしていくというルールというのは確立されているわけですか。

○答弁（総務課長） 毎月はございませんが、少なくとも四半期では事業の進捗状況を押さえて、それに応じた対応策や指示等しておりますし、部長に報告しているという状況でございます。

○質疑（犬童委員） それでは、四半期ごとに計画して、計画どおりにいったとか、あるいは例えば水害や台風が来たりして、学校の屋根が吹き飛んで特別に金がこれだけ要ったとか、あるいは生徒の中で事故が起きてこうしたとか、そういう特別な事項についてやはりきちんと掌握して、教育長を中心に毎月1回か、あるいは四半期に1回かわかりませんが、そういう会議を持たれるわけですか。そこで、あなたの方から問題点については指摘をする。そして、各部長がそれに対応したり、説明する。あるいは繰り返さないために方針を出すとか、あるいはことし前半使い過ぎたから後期はこういうふうに締めていこうとか、そういうことは教育長のもとで議論されているわけですか。

○答弁（総務課長） 災害対応等につきましては、災害復旧という予算も計上しているわけですが、先ほど申しましたように、繰り返しになりますが、それぞれの事業について進捗度合いを担当部長に報告する。そして、重要なものにつきましては教育長に報告し、大きなものについては今後の対応を検討するとか、そういったことを話してやっているところでございます。

○質疑（犬童委員） 教育長、教育委員会というのは、部長級とか、そういう皆さんと最低月1回はみんなが集まって、一対一ではなくて、そういう報告を受けて、そしてみんなで対応するべきは対応する、そういうことの取り組みというのは組織的に行っているのですか。

○答弁（教育長） 基本的には毎週1回、月曜日に課長以上の者が集まって、私の部屋で幾つかの指示をしたり状況を報告させます。さらにはその後、部長、次長、総務課長、教育政策室長も入りますけれども、今週、先週の動きについての全体的な対応等を議論しておりますし、見込みも上げます。ただ、細かな金銭的な数値まで云々ということではございませんけれども、そういう動きは毎週やっております。

○要望・質疑（犬童委員） 私は、多分そういうことばかりされていると思うのですが、これから予算がシビアになってきますと、私は何も使うものを使わずに節約して金を余らせろと言っているのではないのです、ある予算は使ってしっかり教育してもらったらいいわけです。ただ、やはり事務局が予算管理をきちんとしていく、県全

体の大きな比重を占めているということで、そこら辺はぜひ時代も時代ですから、しっかりやってもらいたいと思うのです。そのことはお願いします。

それから、やはり各部がやっていることでさまざまな課題が出てくる。予定どおりいかないものはどうするかということのを当然されていると思いますが、全体でカバーしていかないと、それはあなたの部の関係と、これはあなたのということでは、問題はうまくいかないと思いますから、老婆心ながら、まずちょっとそこら辺のことをお願いしておきたいと思うのです。

それから、発達障害のことをいつもお聞きしているのですが、新年度の予算の中で、もちろんこれは発達障害については教育委員会だけの問題だけでなく福祉関係が大きな比重を占めておりますけれども、学校現場におけることはやはり教育委員会が一番責任を持っていますし、一番対応してもらっている、こういうふうには思うのです。

県全体で、広島市部分も入るかどうかわかりませんが、今わかれば、発達障害と認められる子供たちをどれだけ小・中・高等学校で掌握されているのか、そして今年度具体的にこういうことに力を入れてやっていくのだということがあったら、もう一度お聞かせ願えたらと思うのです。

○答弁（特別支援教育室長） 広島県内における発達障害のある幼児・児童生徒の状況についてでございますが、市町の教育委員会が独自に調査を行っているということは聞いておりますけれども、具体的な数値については承知しておりません。

21年度予算については、発達障害について大きく2つございます。1つは専門家の巡回相談です。これはこれまで小中学校を中心にしていましたけれども、市町が独自にこの巡回相談を始めておりますので、今後高等学校における体制の整備あるいは指導方法の支援ということで、高等学校に特化した巡回相談を実施するように考えております。

もう一つは、発達障害における授業改善推進事業で、これは通常の学級における発達障害のある子供たちのことを念頭に置いた授業改善について、研究指定校の中でその指導方法について授業研究を中心に研究を進めていくということを考えております。

○質疑（犬童委員） 前もお聞きしたのですが、やはり全体数も掌握していないということです。市町の各教育委員会で掌握しているかもわかりませんが、それぞれの学校では、ある程度把握されています。したがって私は、不登校の子供さんもそうですけれども、県全体でどれだけの子供さんが、診断書というのは難しいと思うのですが、ある程度この子供さんは発達障害として認められるということで、程度もあろうと思いますけれども、あるいは中身についても把握をされて、県教委として市町の教育委員会も含めて対応についての研究会なり推進なりを私はやっていくべきだと思うのです。そこら辺が、何か遅々として進まないような気がしてならないのです。

各学校にそういう担当の先生をつくって、ほぼ各学校にはそろったわけです。ただ、これから本当に発達障害の子供の対応をいかにするか、または家族も含めて、地域も含めてどうするかという、質の問題が問われると思うのです。そのため、今年度きちんとした数字を把握する。そして、各市町がこういうふうにやっている。聞きますと、各市町によってかなり差があります。予算の問題もあると思いますけれども、しかし、やはり県内はどこも既にある程度のレベルは対応しているのだということにしていかなければいけないのではないかと思います、そこら辺はどうなのですか。

○答弁（特別支援教育室長） 今、委員が御指摘いただきました各学校における支援体制の整備については、小中学校においてはコーディネーターの指名とか、いろいろな委員会の設置等はかなり進みました。幼稚園と高等学校においては、昨年度までそれほど高くない状況でしたけれども、昨年の夏に幼稚園や高等学校のコーディネーターを対象にした研修を行うなどして、そういったコーディネーターの指名について数値はかなり上がってきております。

そういった中で、支援を必要としている子供についての気づきを持っていただくということで、そういう実態把握の方法とか、そういったことを今、各校に研修の中で伝えております。各市町がどのようなやり方でそういった把握をしているのかということについては、ちょっと方法についてはまだよく把握しておりませんが、各学校の状況に応じてそういった体制を整備するというについては、研修なり巡回相談なりでいろいろ進めてまいりたいと考えております。

把握については、それぞれの学校のとらえ方とか市町の調査の仕方等を統一するというのはかなり難しいのではないかと考えておりますので、少し検討させていただきたいと思っております。

○要望・質疑（大童委員） 難しいかもしれませんが、それは不登校だって、あるいは問題児だって、いろいろなことで皆さんも承知されて、県内ではこうで、昨年度よりは減っているとかふえているとかということを私どもに説明いただくわけです。ですから、発達障害についても、私は把握できないことはないと思う。100%その数字が正しいかどうかということはあるとしても、傾向としてやはりどういう方向にあるかということをお私達にも説明いただけるのではないかと。ぜひ私はそこら辺を統一したマニュアルをつくって、やはりこういう子供さんが、発達障害にもいろいろあるわけですが、ぜひ、県教委が音頭をとってやりませんか、各市町がと言うだけでは、私はこの問題は解決しないと思うのです。

この前、NHKでやっていましたが、イギリスでは、いわゆる20～30%発達障害の子供が認められるということです。だから莫大な予算もつけて、そういう体制もつくって学校もやるのです。日本の場合には6%か7%、多いところで9%ぐらいの子供さんが発達障害と言えるのではないかとことを言っています。呉などでは6～7%、東広島はもうちょっと高いことを言っておられますけれども、それは

基準の持ち方によって数字は変わってくるということですから、一概に地域差があるということではないと思います。そこら辺はやはり文科省の考え方はもちろん厚生労働省の考え方もあると思いますけれども、可能な限り統一した判断基準を県内でつくって行って、それで各学校の指導者や、各市町の教育委員会も集めて、統一した考え方で子供さんの状況を見るということをして、それから体制をどうするか、対応をどうするかということを考えていただきたいと思うのですが、教育長どうですか。

○答弁（教育長） 先ほど室長からも説明させていただきましたように、発達障害授業改善推進事業というものを今年度立ち上げまして、どのような指導方法が効果的なのかということに取り組んでいます。その成果を関係校に広げていかなければいけないわけですが、では関係校とはどこなのかということになってくるのでありますけれども、今、室長が説明しましたような状況もございますから、私どもとしてはまずは学校で調査するといつてまた負担をかけてもいけませんので、市町教育委員会がどの程度掌握しているかということは、これは学校に負担をかけることではないので、ここらあたりから進めてみるのも一考ではないかと考えます。

○質疑（犬童委員） よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、奨学金制度ですが、今生活保護がふえているということで、160万人が生活保護を使っているということ、けさほどやっていたけれども、同時に、授業料が納められない家庭がふえてきているのもまた現実だと思うのです。どこかの県では、授業料未納の子供には卒業証書を渡さないということによって問題になっているのですけれども、子供たちの家庭環境による教育断念ということがあってはならないと思いますので、広島県の場合、奨学金制度がどの程度増加しているのか横ばいなのか、そのあたりの状況と県教委の対応についてお聞かせください。

○答弁（指導第二課長） 奨学金の状況ですが、県は平成17年度から、かつてのいわゆる日本育英会の奨学金の移管を受けまして、奨学金を実施しております。また、それ以前から県独自の奨学金ということで、今、A区分、B区分という2つの奨学金を持っております。

現状でありますけれども、本年度につきましては、合計をいたしまして2,698名がこの奨学金の貸与を受けております。昨年度が2,831人ということで、昨年度がいわゆる育英会からの移管を受けて全学年がそろった時点になりますので、比較するといたしますと、この2つということで、おおむね生徒数も減少しておりますので、横ばい状態かというふうに考えております。

○要望・質疑（犬童委員） 横ばい状態ということで、数字そのものも減っているわけですが、生徒数も減っていますから、差し引きして大体横ばいだろうということなのか。ある面では安心ということで、いいわけですが、増加することが余り考えられないのかというふうに思いますが、しかしかえって一人一人の子供については深刻な状況というのがやはり大きくなっているのでは

ないかと思うのです。

今年度予算は減額補正されていますし、新年度の予算も組まれているわけですが、子供たちがとにかく学校を断念するとか、そういうことは絶対にいけない。大学の場合には若干意味が違うかもしれませんが、高校は、私はみんなの力で、親の経済状況がどうこうということではなくて、やはりみんなが守ってやる、支えてやるということをしなさいといけないのではないかと思います。あなた方がまずされることですけれども、ぜひその問題については、各学校が生徒一人一人の様子を十分に把握しながら対応していただきたいと思うのです。

私に生活保護の相談と子供の教育の相談というのが結構あるのです。困っているとか、深刻だとかということで、生活保護をもらっている。だから高校も続けられないという話がこの前もありましたけれども、そんなことはないということで、教育委員会に相談したりいろいろしてやめずに済んでいますけれども、ぜひ細かい配慮をして取り組んでいただきたいと思います。

それから、もう一つ聞かせていただきたいのですが、県立大学は3校あるわけです。庄原と三原とそれから広島で、それぞれ卒業式の案内をいただきました。統一してきたのですから、私は卒業式も各キャンパス別にやるというのではなくて、将来的には一つにしていくという、学校運営そのものも一つにしていくということでしょうから、そういう体制についてはどうなのですか。

○答弁（学事課長） 今おっしゃいますように、これまで統合されまして、入学式については統一してやっておりますが、卒業式についてはそれぞれのキャンパスでやる方がいいのではないかとということで実施されているというふうに伺っております。現在、独立行政法人になっておりますので、委員の意向についてはお伝えしたいと思っております。

○要望（犬童委員） 最後をお願いしておきたいと思うのですが、縮景園なりあちらこちらが教育委員会関係も指定管理者制度の導入をされているわけです。しかし、私たちが心配するのは、やはり博物館にしても美術館にしても、どちらかというと単に設備を管理するというより、その設備を持っている目的ということが非常に重要な部分だと思うのです。

だから、やはり安易に指定管理者制度を導入していきますと、当初、設立した目的というのがどこかに行ってしまうと、要するに安く上がればいいという発想になりかねないという心配が私は強いのです。そのために館長というのは、これという経験のある人を選んで、そしてやはりこういう方向で美術品を集めていこうとか、こういうふうに県民に利用してもらおう、博物館でもそうですけれども、そういうことが教育委員会関係に非常に多いものですから、お願いしておきますけれども、指定管理者制度の運用についてはよほど慎重にしてもらいたいし、それを指定した以上、やはり最初の目的がきちんと達成できるようにぜひ連絡をとり合って、そして管理する人材も、県立でやったときと同じような管理体制、人材でできるように

ぜひ取り組んでいただきたい、これを要望しておきます。

○要望・意見（山木委員） 今の話に関連しまして、私も何回も言ってきたけれども、縮景園の指定管理は全くまずいと思います。次回は必ず変更してもらいたい。要するに専門業者を指名して指定管理の中に入れていかないと、全然業種が違うのですから、業種を一緒くたにするというようなことはやめてもらいたい。お願いします。

それからもう一つ、きょうは予算の話だと思うのです。さっき犬童委員もおっしゃっていましたが、藤田知事は本当に教育改革を一生懸命やってきて、これだけ落ちついた学校環境ができたということは大変うれしく思うし、また県民も評価しておられると思うのです。

そういう中で、藤田知事がもう一本、行政改革ということで財政の改革をやってきました。その中で、県の行政職は7,000人から5,000人ぐらいに下げたということで、大変な努力をされている。ところが、教育委員会はそれに沿って減員をしてきていない。予定どおりいかなかったということであります。理屈はどうであろうと、やはり決めた目標に達するように努力をしていかなければいけないと思うのです。

せっかく我々議会も知事と一緒に教育改革を推し進めてきたわけですから、その中で財政改革というものを一緒にしてもらわなければいけないのではないですか。やはり県の全体の予算から見たら、教育費が非常に大きいわけですね。そのうち人件費がほとんどです。ということは、もう普通の会社で言えば、さっきも会社の話が出ましたが、要するにみんなリストラなのです。企業はみんなリストラしている。リストラしている社会の中で、職員、教員、それから警察官は首にならないというのが公務員の立場だということ。やはり、その努力はしていかないとはいけないうし、結果も出さないとはいけないのではないかと私は思います。

警察も、これは毎年ふやしていった。これは要するに国がそういう方針を決めたからそうなっているのですが、もう警察官も5,000人を超えたと、行政職よりも警察官の方が多いという、こんな状況はちょっとおかしいのではないかというふうに思えるのが一つです。

警察官は5,000人だけでも、行政職は4,700～4,800人ぐらいになる。教員は、要するに教育委員会は2万1,000人でしょう。だから、それはちょっと、やはり減員するための努力はしないと、県の財政は絶対にもたないと思います。

我々議会も12.5%今報酬をカットしています。もう10年続いております。これはまともな給料をもらっていないということです。要するに、議員にふさわしい給料をもらっていないということです。だから、議会もそこまですべて努力しているのですから、我々議員がこの10年間で県へ協力した金額というのは1人当たり1,200～1,300万円、1,500万円っている人もいます。そんな状態であります。

では、県の職員が幾ら給与カットで県に協力したか、そんな金ではないと思う。ほんの幾らもないと思うのです。カットしたのは本体は5年ぐらいですか。1年なしにしましたから。だから、それぐらい地方財政が厳しい中で、やはり教員はどう

あるべきかということも考えていただいて、努力をしていただきたい。だから、できなかったのですから、いいでしょうという話にはしないようにしてもらいたい。このように思います。要望・意見です。

(5) 表決

県第1号議案外1件（一括採決） … 原案賛成 … 全会一致

(6) 閉会 午前11時40分